

佐賀市（筑後川流域、嘉瀬川流域）の市街地における 流域治水対策を「100mm/h安心プラン」に登録しました

佐賀市役所において登録証の伝達式を行います

国土交通省は、佐賀県佐賀市から申請があった「佐賀市排水対策基本計画（中期対策）」を、5月16日に「100mm/h安心プラン」として登録しました。

今後、河川・下水道等のハード対策と既存施設を活用した貯留等のソフト対策を一体的に進め、令和元年8月と同規模の豪雨に対し、床上浸水被害の軽減を図ります。

また、今回の登録を受け、5月19日に佐賀市役所において登録証の伝達式を行います。

○国土交通省水管理・国土保全局では、市町村、河川管理者及び下水道管理者等が主体となって、流域治水の考え方にに基づき、住民や民間企業等の参画のもと、浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた地域単位の計画を、「100mm/h安心プラン」として登録しています。

○佐賀市の市街地では、令和元年8月の豪雨で600戸以上の床上浸水被害が生じる等、従来の計画を上回る規模の降雨が発生しました。このたび、この豪雨を対象とした「佐賀市排水対策基本計画（中期対策）」について佐賀市からの申請を受けて、国土交通省水管理・国土保全局では、同計画を令和4年5月16日に「100mm/h安心プラン」として登録しましたのでお知らせします。同計画では、令和4年度より、佐賀市、河川管理者、下水道管理者及び住民等の流域の関係者が一体となって、

- ・河川や下水道の整備
- ・お濠や農業用排水路における貯留対策
- ・市民と一体となった排水機能の維持・向上 等

のハード・ソフトの対策を実施し、床上浸水被害の減少を図ることとしています。

○今回の「佐賀市排水対策基本計画（中期対策）」の「100mm/h安心プラン」への登録により、同計画に基づく対策は、交付金の重点配分や流域貯留浸透事業の交付要件の緩和等の対象となります。



○また、「100mm/h安心プラン」への登録を受けて、以下のとおり、登録証の伝達式を行いますので、お知らせします。

【100mm/h安心プラン 登録証の伝達式】

日 時：令和4年5月19日（木）13時30分～13時45分

会 場：佐賀市本庁舎南棟2階 庁議室

出 席：佐賀市、国土交通省九州地方整備局、佐賀河川事務所、武雄河川事務所、佐賀県

（添付資料）

別 紙	100mm/h 安心プラン「佐賀市排水対策基本計画（中期対策）」
参 考	100mm/h 安心プランの概要

お問合せ：

○100mm/h 安心プランの制度及び河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 池田 大介（内線 35-582）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455 FAX 03-5253-1604

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼（内線 34-323）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432 FAX 03-5253-1597

○登録証の伝達式に関すること

九州地方整備局 河川部 地域河川課 課長補佐 熊井 教寿（内線 89-3812）
代表 092-471-6331 直通 092-476-3524 FAX 092-476-3517